后川朱公報

令和 6 年 2 月 1 日 (木曜日)

号

外

(第 4 号)

目 次

告 示 ○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告示

石川県告示第36号

令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和6年2月1日

石川県知事 馳

浩

	[司一	の単	位と	される保安林	皆伐面積の限度	備	考
						ヘクタール		ヘクタール
奥	能	登	東	部	水源かん養保安林	47.00		
奥	能	登	西	部	"	159.06		
中	能	登	東	部	"	12.34		
中	能	登	西	部	"	50.64		
中	能	登	中	部	"	50.81		
中	能	登	南	部	"	79.34		
富	来	川神	代	Ш	"	10.22		
羽		咋		Ш	"	78.46		
犀	Ш	大	野	Ш	"	499.68	∫ 国有林 民有林	195.92 303.76
手		取		ЛП	"	1,211.28	{ 国有林 { 民有林	341.68 869.60
梯				ЛП	"	274.04	{ 国有林 { 民有林	137.26 136.78
大	互	幸 寺		Л	"	480.76	{ 国有林 { 民有林	30.28 450.48
			小		計	2,953.63		
奥	能	登	東	部	土砂流出防備保安林	3.22		
奥	能	登	西	部	"	1.04		
中	能	登	東	部	"	0.28		
中	能	登	西	部	"	2.84		
中	能	登	中	部	"	0.42		
中	能	登	南	部	"	6.50		
富	来	川神	代	Ш	"	1.66		

				(/1					•	711	110			3
1										1			ı	
羽		咋		JII			11					18.16		
犀	Ш	大	野	Ш			"					7.58		
手		Ħπ		111			,,					F 20	∫国有林	3.66
十		取		Ш			11					5.32	│ 民有林	1.66
1-14				111								F 1.0	∫国有林	5.12
梯				Ш			11					5.16	€ 民有林	0.04
大	聖		寺	Ш			"					0.12		
			小			計						52.30		
中	能	登	西	部	干	害 防	備	保	安	林		1.68		
犀	Ш	大	野	Ш))					1.32		
大	聖		寺	Ш			"					0.08		
			小			計						3.08		
能	登		地	区	保	健	保	多	_	林		134.52		
	登 地						"					65.34		
手		取	• •	Ш))					31.66		
	取川		ā 井 県))					159.18		
,	7.1	.,	小	, ,,,		計						390.70		
			合			計						399.71		